

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十六号

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

(奈良県職員定数条例の一部改正)

**第一条** 奈良県職員定数条例(昭和二十四年七月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三、二四三人」を「三、二三二人」に、「一、三五〇人」を「二四二人」に、「二六六人」を「二七四人」に、「五、〇六二人」を「三、九五一人」に改める。

(県費負担教職員定数条例の一部改正)

**第二条** 県費負担教職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七千四百九十九人」を「七千四百六十三人」に改める。

(奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正)

**第三条** 奈良県立高等学校等職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県立の」の下に「中学校、」を加える。

第二条第一項中「高等学校」を「中学校及び高等学校」に、「二、〇五八人」を「二、〇五二人」に、「一、〇三七人」を「一、〇四九人」に改める。

### 附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。